

理事長 西尾 信也

規程等の変更について

平成 29 年 7 月 13 日の組合会において、下記の通り規程等一部変更が承認されました。

記

一部変更した規程等

- ・ 個人情報保護管理規程
- ・ 役職員の個人情報に関する規程 別表 3
- ・ 機密文書管理規程
- ・ 旅費規程 別表 (1)、(2)

以上

個人情報保護管理規程

個人情報保護管理規程新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 本規程は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号。以下「法」という。)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日・法律第27号。以下「番号法」という。)、<u>「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランスについて」(平成29年4月14日保発0414第18号厚生労働省保険局長通知。以下「ガイドランス」という。)</u>、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(以下「特定個人情報ガイドライン」という。)、<u>「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」(平成14年12月25日保保発第1225001号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「保険課長通知」という。)</u>に基づき、個人情報保護の重要性にかんがみ、大和証券グループ健康保険組合(以下「組合」という。)における被保険者及びその被扶養者(以下「被保険者等」という。)等、組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等(以下「漏えい等」という。)を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。</p> <p>(個人情報の定義)</p> <p>第2条 (現行通り)</p> <p>2 (現行通り)</p> <p><u>3 本規程による要配慮個人情報とは、法第2条第3項に定める取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。</u></p> <p>4 死者に関する情報は、法の対象外であるが、<u>ガイドランス</u>に基づき、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。</p> <p>5 前項にかかわらず、個人番号を含む死者に関する情報は生存する者に関する情報と同様に取扱うものとする。</p> <p>(個人情報の利用目的の特定と公表等)</p> <p>第3条 (現行通り)</p> <p>2 組合は、あらかじめ本人の同意なく別表2により定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、利用目的と関連性を有すると合理的に認められる場合</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 本規程は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号。以下「法」という。)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日・法律第27号。以下「番号法」という。)、<u>「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」(平成16年12月27日保発第1227001号厚生労働省保険局長通知。以下「ガイドライン」という。)</u>、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(以下「特定個人情報ガイドライン」という。)、<u>「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」(平成14年12月25日保保発第1225001号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「保険課長通知」という。)</u>に基づき、個人情報保護の重要性にかんがみ、大和証券グループ健康保険組合(以下「組合」という。)における被保険者及びその被扶養者(以下「被保険者等」という。)等、組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等(以下「漏えい等」という。)を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。</p> <p>(個人情報の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 死者に関する情報は、法の対象外であるが、<u>ガイドライン</u>に基づき、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。</p> <p>4 前項にかかわらず、個人番号を含む死者に関する情報は生存する者に関する情報と同様に取扱うものとする。</p> <p>(個人情報の利用目的の特定と公表等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 組合は、あらかじめ本人の同意なく別表2により定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、利用目的と<u>相当</u>の関連性を有すると合理的に認められる場合</p>

<p>は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。</p> <p>(個人情報の第三者への提供)</p> <p>第4条 法第23条第1項に定める除外事項を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、同条第5項各号に定める委託、事業の承継または特定の者との間で共同して利用する場合において、個人情報の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。</p> <p><u>2 当該個人情報が特定個人情報である場合、本人の同意有無にかかわらず、番号法第19条に定める場合を除き、提供してはならない。</u></p> <p><u>3 法第23条第1項に定める除外事項等ガイダンスⅢ7(1)に定める場合を除き、個人情報を第三者に提供する場合、様式第1号に定める記録を作成するとともに当該記録を提供した日から3年間保存しなければならない。</u></p> <p><u>4 法第23条第1項に定める除外事項等ガイダンスⅢ8(1)に定める場合を除き、第三者から個人情報の提供を受ける場合、様式第2号に定める記録を作成するとともに当該記録の提供を受けた日から3年間保存しなければならない。</u></p> <p>(個人情報の適正な取得及び正確性の確保)</p> <p>第5条 (現行通り)</p> <p><u>3 法第17条第2項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。</u></p> <p>第6条～第13条 (現行通り)</p> <p>(外部委託)</p> <p>第14条 個人情報及び特定個人情報に関する処理は、次の各号に掲げる事項を契約書上に明記することを了承した業者に限り、外部委託することができる。</p> <p>(1)法令、関連通知及びガイダンス(当該個人情報が特定個人情報である場合には、特定個人情報ガイドラインを含む)を遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと。また、契約期間終了後においても同様であること。</p> <p>(2)～(7)(記載内容現行通り)</p> <p>第15条～第20条 (現行通り)</p> <p><u>(漏洩等の事故にかかるとの対策)</u></p> <p><u>第21条 組合は個人情報の重要性及び秘匿性を十分理解するとともに、漏洩等の事故が発生しないよう、その予防対策や事故発生時の対応につきあらか</u></p>	<p>は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。</p> <p>(個人情報の第三者への提供の制限)</p> <p>第4条 法第23条に定める第三者提供の除外事項等を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、当該個人情報が特定個人情報である場合、本人の同意有無にかかわらず、番号法第19条に定める場合を除き、提供してはならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(個人情報の適正な取得及び正確性の確保)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第6条～第13条 (略)</p> <p>(外部委託)</p> <p>第14条 個人情報及び特定個人情報に関する処理は、次の各号に掲げる事項を契約書上に明記することを了承した業者に限り、外部委託することができる。</p> <p>(1)法令、関連通知及びガイドライン(当該個人情報が特定個人情報である場合には、特定個人情報ガイドラインを追加する)を遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと。また、契約期間終了後においても同様であること。</p> <p>(2)～(7)(記載内容現行通り)</p> <p>第15条～第20条 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	--

<p>じめ定めるとともに、常時事故防止に努めなければならない。</p> <p>2 漏洩等の事故が発生した場合、組合が定める対応のほか、ガイドランスⅢ 4（5）に定める二次被害の防止及び事実関係の公表ならびに所管官庁への報告を速やかに実施するものとする。</p> <p>附 則 この規程は、平成17年8月1日より施行する。 この改正は、平成28年3月1日より実施する。 この改正は、平成29年5月30日より実施する。</p>	<p>附 則 この規程は、平成17年8月1日より施行する。 この改正は、平成28年3月1日より実施する。</p>
---	--

別表1 健康保険組合等が保有する個人情報(新)

個人情報 の種類	情報の内容
適用関連	<ul style="list-style-type: none"> ・記号・番号、氏名、生年月日、性別、個人番号、被保険者枝番 ・資格取得・喪失日、報酬・賞与実績、被扶養者有無、前年度収入額 *被扶養者の場合、上記に加え被保険者本人との生計維持関係を示す情報（続柄・同居有無等） *任意継続被保険者の場合、上記に加え住所所在地等連絡先
保険給付 関連（現 物）	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬明細書（レセプト）記載情報 【診療年月日・日数、受診医療機関名称・所在地、傷病名、診療内容、医療費等にかかる情報】
保険給付 関連（現 金）	<ul style="list-style-type: none"> ・療養費、移送費関連 【治療用装具内容・装着日、柔道整復師・あんま・はり・きゅう・マッサージ師等にかかる情報、移送経緯・費用、その他申請理由等】 ・傷病手当金関連 【傷病名、労務不能期間、労務不能期間中の報酬額、年金受給額、出勤状況、医師の意見にかかる情報】 ・出産手当金・出産育児一時金関連 【出産日、出勤状況、休業期間中の報酬額、出産への処置にかかる情報】 ・埋葬料（費）関連 【死亡年月日、埋葬に要した費用、請求者にかかる情報】

保健事業 関連	・健康診査、保健指導関連(特定健康診査・特定保健指導・事業所とのコ ラボヘルスを含む)
—	【受診年月日、健診機関名称・所在地、健診・問診結果、指導結果】

上記のうち、適用及び現金給付情報において個人番号が付された情報については、特定個人情報として取扱うものとする。

別表2 健康保険組合での主な利用目的（新）

1. 被保険者等に対する保険給付に必要な利用目的

- ・被保険者資格の確認、被扶養者の認定並びに健康保険被保険者証の発行管理
- ・保険給付及び付加給付の実施
- ・番号法に定める利用事務
- ・高額療養費及び一部負担金還元金等の自動払い
- ・海外療養費にかかる翻訳のための外部委託
- ・第三者行為に係る損保会社等への求償
- ・健保連の高額医療給付の共同事業

2. 保険料の徴収等に必要な利用目的

- ・被保険者資格の確認並びに標準報酬月額及び標準賞与額の把握
- ・健康保険料の徴収
- ・被扶養者の認定
- ・健康保険被保険者証の発行
- ・被保険者等資格等のデータ処理の外部委託

3. 保健事業に必要な利用目的

- ・健康の保持・増進のための健診、保健指導及び健康相談
- ・健康増進施設（保養所等）の運営
- ・保健指導、健康相談に係る産業医への委託
- ・医療機関への健診の委託
- ・健康増進施設（保養所等）の運営の委託
- ・健診結果の事業者への提供
- ・被保険者等への医療費通知

4. 診療報酬の審査・支払に必要な利用目的

- ・診療報酬明細書（レセプト）等の内容点検・審査
- ・レセプトデータの内容点検・審査の委託
- ・レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力、画像取込み処理の委託

5. 健康保険組合の運営の安定化に必要な利用目的
 - ・医療費分析・疾病分析
 - ・医療費分析及び医療費通知に係るデータ処理等の外部委託
6. その他
 - ・健康保険組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への相談又は届出等
7. 特定個人情報

番号法第19条第7号において定められた他の医療保険者又は行政機関(以下「他機関」という。)との情報連携における利用目的

 - ・傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務にかかる給付情報等
 - ・高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報
 - ・被保険者資格取得事務にかかる他機関における資格情報
 - ・被扶養者認定事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報等
 - ・高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務にかかる組合における保険給付関連情報
 - ・資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務にかかる組合における資格取得、被扶養者資格関連情報

役職員の個人情報に関する規程

役職員の個人情報に関する規程 別表3に、個人番号を追加。

別表3 健康保険組合の役職員に関する個人情報及び利用目的

役職員の個人情報に関する規程 別表3 新旧対照表					
新			旧		
区分	種別	内容	区分	種別	内容
役職員	基本 情報	氏名・性別・生年月日・ 年齢・住所・電話番号・ 基礎年金番号・ 個人番号	役職員	基本 情報	氏名・性別・生年月日・ 年齢・住所・電話番号・ 基礎年金番号

上記のうち、個人番号が付された情報については、特定個人情報として取扱うものとする。

この場合の利用目的は番号法第9条第3項に定める事務の範囲内(源泉徴収・社会保険・雇用保険等関連事務等とする。

機密文書管理規程

機密文書管理規程 新旧対照表

新	旧
<p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第5条 個人情報は、以下のような機密区分の指定に基づいて取扱うこととする。</p> <p>(1) 特定個人情報 <u>または要配慮個人情報</u> が記載された文書は、機密区分として「極秘」を指定する。</p> <p>(2) 個人情報 (特定個人情報 <u>または要配慮個人情報</u> を除く) が記載された文書は、機密区分として「秘密」以上を指定する。</p> <p>2 <u>前項(1)(2)において、個人情報、又は特定個人情報が記載された文書を「指定文書」という。</u> <u>なお、指定文書のうち、個人情報、又は特定個人情報の記入欄がある帳票(以下、「指定帳票」という。)については、前項の指定を省略できるものとする。</u></p> <p>この改正は、平成29年5月30日より実施する。</p>	<p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第5条 個人情報は、以下のような機密区分の指定に基づいて取扱うこととする。</p> <p>(1) 特定個人情報が記入又は記載された文書は、機密区分として「極秘」を指定する。</p> <p>(2) 個人情報 (特定個人情報を除く) が記入又は記載された文書は、機密区分として「秘密」以上を指定する。</p> <p>2 個人情報、又は特定個人情報の記入欄のある帳票、又は文書(以下、指定帳票という)において、個人情報、又は特定個人情報が記入されたものは、機密文書管理責任者の指定を得ずに前項の(1)(2)文書(「指定文書」という。以下同じ。)に準じて取り扱う。</p>

旅費規程

別表を大和証券グループの旅費規程に合わせて修正

旅費規程 別表新旧対照表				
新		旧		
別表(1)		別表(1)		
資格	宿泊料	資格	宿泊料	
理 事 長	13,000	理 事 長	12,000	
理 事	13,000	理 事	10,500	
議 員	13,000	議 員	10,500	
別表(2)		別表(2)		
資格	特 急	資格	特 急	
理 事 長	100キロメートル以上の区間 について認める。	理 事 長	200キロメートル以上の区 間について認める。	
理 事				
議 員				